

## 【 麻薬グループ 】 (BCP体制による)

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
<p>1 グループの総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内の事務の進行管理に関すること。</li> <li>・グループ員の育成指導に関すること。</li> <li>・グループ員の業務チェックに関すること。</li> </ul> <p>2 課内の調整等に関すること。</p>	主査 福原 晓美	
<p>1 グループの予算編成・決算の資料作成に関すること。</p> <p>2 課の文書ファイル管理に関すること。</p> <p>3 薬事功労表彰事務に関すること。</p> <p>4 ネットワーク担当者の事務に関すること。 (主)</p> <p>5 事務費に関すること。</p> <p>6 課の文書の収受に関すること。</p> <p>7 麻薬、向精神薬、覚醒剤等（以下「麻薬等」という。）に係る司法警察員としての職務に関すること。</p> <p>8 麻薬等の立入検査及び廃棄等に関すること。</p> <p>9 内部統制の実施補助に関すること。</p> <p>10 県庁耐震化工事に伴う所属戻り移転に関すること</p>	主査 福原 晓美	主任 平本 春絵
<p>1 麻薬等に係る司法警察員としての職務に関すること。</p> <p>2 麻薬等の監視指導方針等に関すること。</p> <p>3 麻薬等の立入検査及び廃棄等に関すること。</p> <p>4 麻薬等の事故に関する事務。（主）</p> <p>5 指定薬物の監視指導に関する事務。</p> <p>6 薬物の乱用防止、再乱用防止及び依存症対策に関する事務。</p> <p>7 薬物乱用防止指導員及びヤング薬物乱用防止指導員に関する事務。</p> <p>8 覚醒剤等相談窓口事業に関する事務。</p> <p>9 麻薬・覚醒剤、麻薬取締、薬事・毒劇物監視功績表彰事務に関する事務。</p> <p>10 麻薬監視等関係報告（事故に関するものに限る。）に関する事務。</p> <p>11 押収した麻薬、あへん、大麻、覚醒剤等の国庫帰属に関する事務。</p> <p>12 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策に関する事務。</p>	主任 平本 春絵	主査 福原 晓美
<p>1 麻薬等に係る司法警察員としての職務に関する事務。</p> <p>2 麻薬等の立入検査及び廃棄等に関する事務。</p> <p>3 麻薬等の事故に関する事務。（副）</p> <p>4 麻薬中毒審査会、麻薬中毒者の届出等の受理及び観察指導に関する事務。</p> <p>5 麻薬監視等関係報告（事故に関するものを除く。）に関する事務。</p> <p>6 けし、大麻の認定等に関する事務。</p> <p>7 薬物乱用対策推進本部に関する事務。</p> <p>8 麻薬取扱者（広島市中区及び南区に限る。ただし、事務の総括及び小売業者間の譲渡しに係る全域の事務を含む。）、覚醒剤関係指定者、大麻取扱者及びけし栽培者等の許可、免許及び届出等に関する事務。</p> <p>9 その他、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法及びあへん法に係る業務に関する事務。</p> <p>10 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事務。</p> <p>11 会議に関する事務。</p>	主事 山本 康太	主任 平本 春絵
<p>1 新聞の切抜き及び整理に関する事務。</p> <p>2 グループの文書ファイル管理に関する事務。</p> <p>3 麻薬取扱者の免許及び届出等（<u>広島市中区及び南区を除く。</u>）に関する事務（ただし、小売業者間の譲渡しに係る事務を除く。）。</p> <p>4 表彰に係る事務の補助に関する事務。</p> <p>5 会議に係る事務の補助に関する事務。</p> <p>6 許可、免許、届出等及び各種報告に係る事務の補助に関する事務。</p> <p>7 薬物乱用、再乱用防止及び依存症対策に係る事務の補助に関する事務。</p> <p>8 薬物乱用防止指導員及びヤング指導員に係る事務の補助に関する事務。</p> <p>9 その他薬務課の業務に係る事務の補助に関する事務。</p>	薬務課事務従事員 西村 千穂	主事 山本 康太

【 薬事グループ 】 (BCP体制による)

分 務	担 当 者	
	主 担 当	副 担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループの総括           <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ G L 専決事項</li> <li>▪ グループ内の事務の進行管理に関すること。</li> <li>▪ グループ員の育成指導に関すること。</li> <li>▪ グループ員の業務チェックに関すること。</li> </ul> </li> </ul>	主査 小松佐和子	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 グループ内危機管理対応に関すること。</li> <li>2 全国薬務主管課長協議会等に関すること。</li> <li>3 薬事審議会に関すること。</li> <li>4 グループの予算編成等の資料作成に関すること。</li> <li>5 グループの文書ファイル管理に関すること。</li> <li>6 各種講習会・会議に関すること。</li> <li>7 ネットワーク担当者の事務に関すること。 (副)</li> <li>8 内部統制の実施補助に関すること。</li> <li>9 地域医療介護総合確保事業に関すること。</li> <li>10 後発医薬品の使用促進に関すること。</li> <li>11 オンライン診療活用検討事業に関すること。</li> <li>12 健康づくり推進事業に関すること。</li> </ul>	主査 小松佐和子	主任 長谷川由貴
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品医療機器法の施行に関すること。</li> <li>2 広島県地域保健対策協議会に関すること。</li> <li>3 <b>再生医療等製品販売業の許可等に関すること。</b></li> <li>4 薬剤師法（免許事務を除く。）に関すること。</li> <li>5 医薬品医療機器法に基づく監視指導に関すること。</li> <li>6 毒物及び劇物取締法に関すること。</li> </ul>	主任 長谷川由貴	主査 小松佐和子
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 配置販売業の許可等に関すること。</li> <li>2 薬局機能情報提供事業に関すること。</li> <li>3 毒物劇物取扱者試験に関すること。</li> <li>4 登録販売者試験に関すること。</li> <li>5 <b>特定毒物使用者の指定及び特定毒物研究者の許可に関すること。</b></li> <li>6 農薬危害防止に関すること。</li> <li>7 情報公開条例及び個人情報保護条例に関すること。</li> </ul>	薬務課事務従事員 山本美由記	主査 小松佐和子
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 配置販売業の配置従事者身分証明書の事務に関すること。</li> <li>2 登録販売者に係る事務に関すること。</li> <li>3 医薬品医療機器法に係る事務補助に関すること。</li> <li>4 毒物及び劇物取締法に係る事務補助に関すること。</li> <li>5 <b>薬剤師法に係る免許事務に関すること。</b></li> <li>6 関係団体に係る事務補助に関すること。</li> <li>7 その他関係する補完的な事務に関すること。</li> <li>8 医薬品の知識普及及び消費者対策に関すること。</li> </ul>	薬務課事務従事員 川島ゆり	主任 長谷川由貴

【肝炎対策グループ】

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループの総括           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GL専決事項</li> <li>・ グループ内の事務の進行管理に関すること。</li> <li>・ グループ員の育成指導に関すること。</li> <li>・ グループ員の業務チェックに関すること。</li> </ul> </li> </ul>	主査 児玉博臣	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 肝炎対策の総合調整に関すること。</li> <li>2 肝炎対策事業、特定感染症検査等事業、肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業及び広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業等の調整に関すること。</li> <li>3 第3次広島県肝炎対策計画の進行管理に関すること。</li> <li>4 連携協定の調整に関すること。</li> <li>5 グループ内の事務の調整に関すること。</li> <li>6 ネットワーク担当者の事務に関すること。（副）</li> <li>7 内部統制の実施補助に関すること。</li> </ul>	主査 児玉博臣	主査 藤井ますみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 肝炎治療特別促進事業のうち、治療費の支払いに関すること。（社保・国保）</li> <li>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、治療費の支払いに関すること。（社保・国保）</li> <li>3 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業に関すること。</li> <li>4 特定感染症検査等事業に関すること。</li> <li>5 健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検査に関すること。</li> <li>6 広島県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に関すること。</li> <li>7 グループの予算に関すること。</li> <li>8 各種会議に関すること。</li> <li>9 グループ内の文書管理に関すること。</li> </ul>	主査 藤井ますみ	主任 三野恵実
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 肝疾患診療連携拠点病院に関すること。</li> <li>2 肝炎治療特別促進事業（治療費の支払いに関する事を除く。）に関すること。</li> <li>3 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（治療費の支払いに関する事を除く。）に関すること。</li> <li>4 肝疾患コーディネーター養成・活用に関すること。</li> <li>5 広島県肝炎対策協議会に関すること。</li> <li>6 肝炎対策事業の普及啓発に関すること。</li> <li>7 連携協定に基づく事業の実施に関すること。</li> <li>8 医薬品副作用被害救済制度（C型肝炎に限る。）に関すること。</li> </ul>	主任 三野恵実	主査 児玉博臣
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広島県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業のうち、次の事務に関すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査費用支給申請に係る受付・交付事務に関すること。</li> <li>(2) 検査費用支給申請に係る支出事務に関すること。</li> </ul> </li> <li>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に関すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療費支給申請（償還）に係る受付・交付業務</li> <li>(2) 医療費支給申請（償還）に係る支出事務</li> <li>(3) 医療費支給申請（償還）に係るIBシステム入力事務</li> </ul> </li> <li>3 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業のうち、受診調査票のシステム入力事務に関すること。</li> <li>4 各種会議開催に係る補助事務</li> <li>5 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</li> </ul>	薬務課事務従事員 田中幸美	薬務課事務従事員 沼田美咲

<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に関すること。</p> <p>(1) 治療受給者証申請に係る受付・交付業務</p> <p>(2) 治療受給者証更新申請に係る受付・交付業務</p> <p>(3) 肝炎治療医療費助成システムの契約に係る補助事務</p> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に関するこ と。</p> <p>(1) 事業参加者証申請に係る受付・交付業務</p> <p>(2) 事業参加者証更新申請に係る受付・交付業務</p> <p>(3) 肝がん医療費助成システムの契約に係る補助事務</p> <p>3 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	薬務課事務従事員 山崎 真佐美	薬務課事務従事員 久保友紀恵
<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に関すること。</p> <p>(1) 医療費支給申請（償還）に係る受付・交付業務</p> <p>(2) 医療費支給申請（償還）に係る支出事務に関するこ と。</p> <p>(3) 医療費支給申請（償還）に係るIBシステム入力事務</p> <p>2 特定感染症検査等事業のうち、次の事務に関するこ と。</p> <p>(1) 医療機関委託契約に係る補助事務</p> <p>(2) 検査委託料支出事務に関するこ と。</p> <p>3 ひろしま肝疾患コーディネーター研修会等に係る補助事務（主）</p> <p>4 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	薬務課事務従事員 沼田 美咲	薬務課事務従事員 田中 幸美
<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に関するこ と。</p> <p>(1) 治療受給者証交付に係るIBシステム入力事務</p> <p>(2) 治療受給者証交付に係る治療受給者証の作成・発送事務</p> <p>(3) 治療受給者証更新に係る通知等事務</p> <p>(4) 指定医療機関の指定・変更等申請に係る受付・交付業務</p> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に関するこ と。</p> <p>(1) 事業参加者証交付に係るIBシステム入力事務</p> <p>(2) 事業参加者証交付に係る事業参加者証の作成・発送事務</p> <p>(3) 事業参加者証更新に係る通知事務</p> <p>(4) 指定医療機関の指定・変更等申請に係る受付・交付業務</p> <p>3 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	薬務課事務従事員 久保友紀恵	薬務課事務従事員 池松里江
<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に係る補助事務。</p> <p>(1) 治療受給者証申請に係る受付・交付業務</p> <p>(2) 治療受給者証更新申請に係る受付・交付業務</p> <p>2 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業のうち、次の事務に関するこ と。</p> <p>(1) 医療機関委託契約に係る補助事務</p> <p>(2) 医療機関受診調査票記載手数料支出事務に関するこ と。</p> <p>(3) 保健所、市町への医療機関受診調査票発送事務に関するこ と。</p> <p>3 ひろしま肝疾患コーディネーター研修会等に係る補助事務（副）</p> <p>4 文書受付整理簿の作成事務</p> <p>5 グループ内の物品の発注に関するこ と。</p> <p>6 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	薬務課事務従事員 池松里江	薬務課事務従事員 山崎真佐美

分掌事務	ワクチン担当監
1 ワクチン接種体制整備班の事務の総括に関すること。 2 課内の特命事項（治験活性化、血液製剤適正化）に関すること。	西田 ルリコ

【 製薬振興グループ 】 (BCP体制による)

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
○ グループの総括 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内の事務の進行管理に関すること。</li> <li>・グループ員の育成指導に関すること。</li> <li>・グループ員の業務チェックに関すること。</li> </ul>	主査（兼） 小 松 佐和子	
1 グループの予算編成等の資料作成に関すること。 2 ネットワーク担当者の事務に関すること。（副） 3 内部統制の実施補助に関すること。	主査 小 松 佐和子	主任 白 石 有希恵
1 治験等の活性化に関すること。 2 医薬品等先端技術の振興及び治験等の活性化に関すること。 3 医薬品製造販売業・製造業（薬局関係を除く）に関すること。 4 医薬品及び医薬部外品製造業のGMPに関すること。 5 医薬部外品及び化粧品の製造販売業・製造業に関すること。 6 医薬品検定検査事務等の委託業務に関すること。 7 医薬品副作用被害救済制度等に関すること。 8 薬用植物に関すること。	主任 白 石 有希恵	技師 友 道 仁 美
1 医療機器製造販売業・製造業・修理業に関すること。 2 毒物劇物製造業・輸入業に関すること。 3 薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業に関すること。 4 災害救急用医薬品等の需給調整及び整備に関すること。 5 新型インフルエンザ対策等に関すること。 6 温泉法に関すること。 7 ワクチン等需給調整及び中毒治療薬の備蓄に関すること。	技師 友 道 仁 美	主任 白 石 有希恵
1 献血の推進に関すること。 2 採血業の事務に関すること。 3 グループの文書ファイル管理に関すること。 4 血液製剤使用適正化に関すること。 5 合同輸血療法委員会に関すること。	業務課事務従事員 沖 野 恵 子	主査 小 松 佐和子
1 治験等の活性化に係る事務に関すること。 2 医薬品及び特定保険医療材料価格調査の補完的な事務に関すること。 3 医薬品医療機器等申請審査システムに関すること。 4 医薬品等製造販売業・製造業の育成に関すること。 5 医工連携に関すること。	業務課事務従事員 中 根 直 子	主任 白 石 有希恵

## 【ワクチン班】

R3.4.1~

分掌事務	担当者
«班長» 班の総括 業務の進行管理に関すること。	ワクチン対策担当監 西田 ルリコ (薬務課)
«班長補佐» ・全体調整 ・進捗管理 ・関係団体との調整	(所管)  (所管) ・総務グループ ・ワクチン接種体制・流通体制整備グループ ・市町支援、相談体制整備グループ
○ 総務グループ（2名） ・予算、補助金、契約事務等 (集合契約) ・ワクチン接種に係る広報全般 (資料作成、委託契約等) ・議会資料等作成	◎主任 下森 保幸 (健康危機管理課) 主任 半田 竹識 (薬務課)
○ ワクチン接種体制・流通体制整備グループ（7名）  ◎ ワクチン接種体制整備担当（7名） ・関係団体との調整 ・医療従事者等接種体制整備 (医療関係団体分) ・医療従事者等接種体制整備 (自治体職員分) ・接種施設選定、調整等 ・接種会場での従事者確保	◎主査 源内 智子 (薬務課) ○主査 佐々野 和樹 (健康危機管理課) 主任 正木 泰洋 (健康危機管理) 主任 野田 健太 (健康危機管理課) 技師 深本 純子 (薬務課) 技師 新見 紀子 (新型コロナ) 主任 前田 祐里 (新型コロナ) 技師 新藤 清美 (健康危機管理課)

<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ワクチン流通体制整備担当 (兼務2名)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者との調整</li> <li>・ V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）の管理</li> <li>・ ワクチン、注射針等の供給調整</li> <li>・ ワクチン関係通知の処理</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>技師（兼務）</b> 深本絢子 (薬務課)</p> <p><b>主事</b> 前田祐里 (新型コロナ)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町支援・相談体制整備グループ (6名)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議の開催</li> <li>・ 市町体制整備の進捗状況管理 (厚労省報告)</li> <li>・ 市町接種会場支援</li> <li>・ 専門的相談窓口（コールセンター）設置（契約事務は除く。）</li> <li>・ 相談件数集計</li> </ul> </li> </ul>	<p>◎参事 山根一人 (新型コロナ)</p> <p><b>主任</b> 田中秀和 (健康危機管理課)</p> <p><b>主事</b> 乙重直子 (健康危機管理課)</p> <p><b>技師</b> 秋山鈴香 (薬務課)</p> <p><b>技師</b> 岡真沙代 (健康危機管理課)</p> <p><b>主事</b> 品川優佳 (健康危機管理課)</p>	

◎ 各グループリーダー

## 第2 保健所概況

### 1 県立保健所(支所)

保健所名 (支所)	開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	市町数	管轄市町名
西部	昭 19. 10. 20	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 0829-32-1181	545, 341 (141, 418)	2, 621. 15 (568. 15)	5 市 6 町 (2 市)	大竹市(26, 621) 廿日市市(114, 797)
広島	平 21. 4. 1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111	167, 210	1, 599. 45	1 市 6 町	安芸高田市(27, 456) 安芸郡 府中町(51, 095) 海田町(29, 602) 熊野町(22, 880) 坂町(12, 680) 山県郡 安芸太田町(5, 705) 北広島町(17, 792)
吳	平 5. 4. 1	〒737-0811 吳市西中央1-3-25 0823-22-5400	236, 713	453. 55	2 市	吳市(214, 925) 江田島市(21, 788)
西部東	昭 19. 10. 20	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	228, 133	796. 50	2 市 1 町	東広島市(196, 864) 竹原市(23, 976) 豊田郡 大崎上島町(7, 510)
東部	昭 17. 1. 10	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 0848-25-2011	742, 900 (236, 911)	2, 130. 63 (1, 034. 76)	4 市 2 町 (2 市) (1 町)	三原市(90, 725) 尾道市(131, 156) 世羅郡 世羅町(15, 030)
福山	昭 13. 8. 19	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 084-921-1311	505, 989	1, 095. 87	2 市 1 町	福山市(460, 646) 府中市(37, 140) 神石郡 神石高原町(8, 203)
北部	昭 19. 10. 20	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 0824-63-5181	84, 151	2, 024. 67	2 市	三次市(50, 398) 庄原市(33, 753)

(注) 人口 …… 令和2年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。  
面積 …… 令和2年全国都道府県市区町別面積調による。

## 2 政令市等保健所

保健所名 (分室)	開設年月日	所 在 地	人 口 (人)	面 積 (km <sup>2</sup> )
広島市	(中区)	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-38 〒734-8523 広島市南区皆実町1-4-46 〒733-8530 広島市西区福島町2-2-1 〒731-0193 広島市安佐南区古市1-33-14 〒731-0292 広島市安佐北区可部4-13-13 〒736-8501 広島市安芸区船越南3-4-36 〒731-5135 広島市佐伯区海老園2-5-28	141,725	906.68
	(東区)		119,485	
	(南区)		144,474	
	(西区)		190,665	
	(安佐南区)		246,327	
	(安佐北区)		138,974	
	(安芸区)		77,854	
	(佐伯区)		139,326	
	呉市	昭 23.8.1 〒737-0041 呉市和庄1-2-13	214,925	352.83
	福山市	平 10.4.1 〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22	460,646	518.14

(注) 人口 …… 令和2年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。  
 面積 …… 令和2年全国都道府県市区町村別面積調による。

### 第3 薬務関係業態数

区 分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			合 和 2 年 度					
	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計	県城	政令市	合計			
薬店舗販売業(注1)	553	686	1,418	239	1,373	1,626	351	1,686	146	239	1,071	1,622	551	1,616	1,622	547	680	146	240	1,067	1,622	548		
・卸売販売業(注2)	187	263	49	92	344	531	189	210	52	89	351	540	197	215	50	98	363	540	193	217	48	100	365	
・医薬専門販売業(注3)	83	215	24	74	313	396	86	213	24	71	308	394	87	218	23	71	312	394	80	220	23	72	312	394
・医薬品配置販売業(県内)	49	—	2	4	1	0	5	6	1	3	0	5	6	1	3	1	0	4	6	1	3	1	0	
・医療機器販売業(県外)	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
・販賣業(注4)	23	2	1	3	6	29	22	2	1	3	6	28	21	2	1	3	6	28	21	2	1	4	25	
(高 度 等)	4,236	5,674	741	2,273	8,888	12,944	4,319	5,647	769	3,327	8,743	13,062	4,232	5,690	770	2,372	8,832	13,062	4,097	5,731	773	2,396	8,920	13,145
計	5,259	6,784	964	2,683	10,429	15,688	5,309	5,762	993	3,729	10,684	15,763	5,288	5,803	995	2,782	10,581	15,791	5,963	6,888	994	2,807	10,698	15,841
(医 藥 品)	37	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	38	—	—	—	—	38	36	—	—	—	36	36	—
(医 藥 部 外 品)	25	—	—	—	25	25	—	—	—	—	25	27	—	—	—	—	27	28	—	—	—	28	29	—
(化 精 品)	65	—	—	—	65	67	—	—	—	—	67	70	—	—	—	—	70	70	—	—	—	70	56	—
(製 医 療 機 器)	271	—	—	—	271	282	—	—	—	—	282	286	—	—	—	—	286	290	—	—	—	290	294	—
(製 造 藥 品)	38	57	11	22	90	128	39	50	8	18	76	115	38	47	8	15	70	108	37	45	8	14	67	104
(製 造 (輸入販売) 業)	436	57	11	22	90	526	450	50	8	18	76	526	459	47	8	15	70	529	461	45	8	14	67	528
・販賣業(注7)	37	7	0	16	23	60	46	7	0	16	23	69	43	7	0	15	22	65	47	8	0	15	23	70
・業務(上取扱者)(法第22条第1項)	697	858	205	321	1,384	2,681	677	827	196	309	1,332	2,009	648	810	190	303	1,303	1,951	625	795	185	296	1,276	1,901
・施設(輸血受入設備・施設)	752	878	209	351	1,438	2,190	739	847	199	339	1,385	2,124	707	830	194	330	1,354	2,061	688	816	189	323	1,328	2,003
・施設(輸血用血液供給機関)	—	—	—	7	—	2	9	9	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8	—	6	—	

(注1) 平成21年度は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、「既存一般販売業」(以下「既存一般販売業」という。)及び附則20年度までの数は、旧法による卸売・販売業である。

(注2) 平成21年度は、附則第8条の規定により、従前の例により引継ぎ業種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注3) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引継ぎ業種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) 医療機器の製造業には、修理業を含む。

(注5) 平成17年度から、「医薬品等製造(輸入販売)業」は、「医薬品等製造販売(製造)業」

(注6) 大臣登録分を含む。

(注7) 大臣登録分を含む。



## 第4 薬務関係職員配置状況等

### 1 監視員任命、身分証交付等状況

(令和2年度)

所 属	職 名	氏 名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚醒剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査員	あへん監査員	温泉立入検査員	登録分析機関立入	の麻向法該職員	に給付する立入検査による安全な血液製剤の立入に関する法定検査法律供
薬務課 (麻薬グループ)	薬務課長 参事 主査 主任 主事 主査 技師 技師 主査 主任 主任 技師 事務嘱託員 主査 主任	山口 まみ 小田 佐知子 福原 晓美 平本 春絵 山本 康太 小松 佐和子 長谷川 由貴 秋山 鈴香 源内 智子 山田 真衣 白石 有希恵 深本 純子 沖野 恵子 児玉 博臣 三野 恵実	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
西部保健所	生活衛生課長 主査 主任 技師 技師 技師 食品・薬事等衛生指導員	東久保 靖 谷本 陽子 鈴木 由莉絵 谷口 翼 松村 奈美 小川 加代 山本 梨央	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
広島支所	食品薬事係長 技師	寺岡 由美子 下中村 雅	○ ○ ○ ○			○ ○								
呉支所	衛生環境課長 主査 主任 主任	湯藤 亜里 森木 智男 川西 祐子 井上 佳織	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								

所 属	職 名	氏 名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚醒剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査員	あへん監視員	温泉立入検査員	登録分析機関立入	の麻6の該法	に給安の全な血液製剤による立入に関する法定供
西部東保健所	生活衛生課長 主査 技師 技師 食品・薬事等衛生指導員	徳永 克志 小川 美樹 岡 真沙代 後河内 美紗 中村 真樹夫	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
東部保健所	保健所長 次長 生活衛生課長 環境薬事係長 主任 主任 技師	福田 光 渡邊 哲也 平岡 一貴 梅本 重幸 梶田 美佳 福原 亜美 大石 千代	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
福山支所	衛生環境課長 食品薬事係長 事業調整員 主任 主任エルダー 技師 食品・薬事等衛生指導員	石部 敦子 正岡 亮太 山内 英理子 行廣 享平 久保田 早苗 賀岡 美里 居神 憲男	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
北部保健所	生活衛生課長 主査 主任	野島 誠治 湯藤 恵悟 平井 幸	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

## 2 試験検査担当

(令和2年度)

所 属	職 名	氏 名
保健環境センター	保健研究部長 副部長 副部長 主任研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 (エルダー) 技師 (育休任期付)	重本 直樹 伊達 英代 中島 安基江 島津 幸枝 鈴藤 和 井原 紗弥香 谷澤 由枝 秋田 裕子 池田 周平 増田 加奈子 平塚 貴大 菅田 和子 末井 真菜 川崎 恭寛 高尾 信一 安部 かおり
西部保健所 (理化学)	主幹 主査 主任 食品・薬事等業務指導員 技師	山内 慎也 松本 英之 多武保 泰治 水本 恵子 河野 敏己
東部保健所福山支所 (理化学)	主査 技師	河村 隆宏 樫葉 可南子

## 第5 附属機関等

広島県行政組織規則第19条により設置された附属機関等は、次のとおりである。

(令和2年度)

名 称	目 的
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。

### 1 広島県薬事審議会委員名簿

(令和3年3月31日現在)

区分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員	広島県議会議員	高山 博州	
	広島県議会議員	山下 智之	
	広島大学教授	小澤 孝一郎	
	(一社)広島県医師会会長	松村 誠	
薬事業務の従事者	(公社)広島県薬剤師会会长	豊見 雅文	
	広島県女性薬剤師会副会長	中川 潤子	
	広島県医薬品卸協同組合理事長	藤本 茂	
	(一社)広島県病院薬剤師会副会長	畠井 浩子	
消費者の意見代表者	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐々木 浩二	
	日本労働組合総連合会広島県連合会連合広島女性委員会副委員長	大萩 文枝	
	広島県地域女性団体連絡協議会常任理事	田房 明美	
	(公社)広島消費者協会理事	—	
県職員	健康福祉局長	木下 栄作	

## 2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

(令和2年6月2日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島地方検察庁総務部長	橋本 晋	
広島家庭裁判所判事	藤根 康平	
弁護士	佐藤 邦男	
精神保健指定医	山崎 政数	
"	長尾 早江子	

## 3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿

(令和2年12月25日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島県薬剤師会常務理事	中川潤子	
ひろしまNPOセンター専務理事・事務局長	松原裕樹	
広島大学大学院名誉教授	小野寺真一	
広島大学大学院教授	山崎博史	部会長
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	斎藤和則	

## 4 広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

(令和2年4月21日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考
本部長	広島県知事	湯崎英彦	
本部員	広島地方検察庁刑事部長	奥田洋平	
"	広島矯正管区第三部長	後藤信之	
"	広島刑務所長	長島信明	
"	広島拘置所長	中村寛之	
"	広島少年鑑別所長	近浩昭	
"	広島保護観察所長	山田浩司	
"	広島出入国在留管理局長	平河祐治	
"	広島税関支署長	奥隆浩	
"	中国四国厚生局麻薬取締部長	坂厚志	
"	中国運輸局広島運輸支局長	宮長勇作	
"	第六管区海上保安本部警備救難部長	真崎和彦	
"	広島海上保安部長	萩中広樹	

区分	職名	氏名	備考
本部員	広島労働局長	中山明広	
"	広島大学医学部長	栗井和夫	
"	一般社団法人広島県医師会会长	平松恵一	
"	公益社団法人広島県薬剤師会会长	豊見雅文	
"	広島県教育委員会教育長	平川理恵	
"	広島県警察本部長	鈴木信弘	
"	広島県環境県民局長	新宅郁子	
"	広島県健康福祉局長	田中剛	副本部長
"	広島県立総合精神保健福祉センター所長	佐伯真由美	
幹事	広島地方検察庁麻薬係検事	福林千博	
"	広島矯正管区少年矯正第二課長	中島賢	
"	広島刑務所分類教育部首席矯正処遇官	坂本和総	
"	広島拘置所首席矯正処遇官	蒔先利彦	
"	広島少年鑑別所首席専門官	東村和人	
"	広島保護観察所統括保護観察官	中川美保里	
"	広島入国管理局首席入国警備官	林秀樹	
"	広島税関支署統括監視官	藤本信治	
"	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	矢崎重成	
"	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	高田裕之	
"	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	大原省一	
"	広島海上保安部警備救難課長	近藤聖	
"	広島労働局監督課長	横山鉄幸	
"	広島大学霞地区運営支援部学生支援グループリーダー	徳島里美	
"	一般社団法人広島県医師会常任理事	大谷博正	
"	公益社団法人広島県薬剤師会副会長	野村祐仁	
"	広島県教育委員会教育部豊かな心育成課長	阿部由貴子	
"	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	田坂嘉章	
"	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	竹田茂夫	
"	広島県警察本部刑事部薬物銃器対策課長	三浦秀之	
"	広島県環境県民局県民活動課長	宮尾茂	
"	広島県健康福祉局医務課長	伊東典代	
"	広島県健康福祉局健康対策課長	西丸幸治	
"	広島県健康福祉局薬務課長	山口まみ	
"	広島県立総合精神保健福祉センター地域支援課長	井居美幸	

## 5 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(令和3年3月31日現在)

区分	役職等	氏名	備考
広島県医師会	常任理事	中西 敏夫	
広島県医師会 (産業医部会)	常任理事	三宅 規之	
肝炎の専門医師	広島大学大学院教授	茶山 一彰	
肝炎の医療に関し学識 経験を有する者	医療法人吉川医院 院長	吉川 正哉	
	広島大学大学院教授	田中 純子	
肝炎対策を所管する行 政職員	広島市保健部長	三森 倫	
	呉市保健所長	内藤 雅夫	
	福山市保健所長	田中 知徳	
	広島県健康福祉局長	木下 栄作	
	広島県保健所長会会長	近末 文彦	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充	
	備後肝友会会长	石田 彰子	
医療保険者	全国健康保険協会広島支 部企画総務部健康グループ 長	大和 昌代	
検診機関	一般財団法人広島県環境 保健協会健康クリニック 診療所長	武生 英一郎	
経済団体	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二	

## 6 広島県献血推進審議会委員名簿

(令和3年2月24日現在)

区分	職　　名	氏　名	備　考
識見のある者 献血推進に関し	広島県議会県議会議員	西本 博之	
	広島大学原爆放射線医科学研究所 附属被ばく資料解析部助教	杉原 清香	副会長
	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕之	会長
	一般社団法人広島県病院協会常任理事	土谷 晋一郎	
機関の職員 関係行政	広島県市長会三次市長	福岡 誠志	
	広島県町村会坂町長	吉田 隆行	
関係団体の職員	広島県教育委員会学びの変革推進部長	富永 六郎	
	広島県公立高等学校長協会広島西支部長	豊田 由之	
	広島県私立中学高等学校協会会长	田中 清峰	
	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	徳本 博志	
	西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部執行委員長	守田 丸平	
	JAM山陽広島県連絡会会长	薮本 敬士	
	公益社団法人広島県労働基準協会専務理事兼事務局長	齋藤 俊治	
	広島県商工会議所連合会事務局長	伊木 剛二	
	広島県地域女性団体連絡協議会理事	山本 幸	
	一般財団法人広島県環境保健協会理事長	佐藤 均	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	衣笠 正純	
	公益財団法人広島県交通安全協会専務理事	酒井 伸治	
	ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区 広島平和ライオンズクラブ テール・ツイスター	杉田 裕	
	広島市献血推進協議会副会長	鉢村 忠基	
	呉市献血会会长	城 健康	
	福山市献血推進協議会会长	枝廣 直幹	
	日本赤十字社広島県支部事務局長	泉水 直	副会長
	広島県赤十字血液センター所長	山本 昌弘	

## 7 広島県合同輸血療法委員会名簿

(令和3年7月13日現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 豪	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	委員長
	安佐市民病院 血液内科主任部長	委員長	田中 英夫	
	国立呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長兼内科部長	委員長	岡本 良一	
	市立福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連廣島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長・心臓血管副センター長	委員長	佐藤 克敏	幹事
	国立東広島医療センター 麻酔科医長	委員長	橋本 賢	
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 臨床検査科部長	委員長	瀬崎 伸夫	
	国立福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	市立尾道市民病院 消化器内科医長	委員長	大城 勝	
	国立広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	
	市立三次中央病院 診療技術部長	委員長	丸山 聰	
学識経験者	広島赤十字・原爆病院 検査部	部長	岩戸 康治	幹事
	広島大学大学院医系科学研究科（小児科学）	教授	岡田 賢	
	広島大学 医療政策室	理事・副学長	田中 純子	幹事
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	幹事
	広島都市学園大学健康科学部 看護学科	教授	大野 陽子	幹事
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	落久保 裕之	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	一般社団法人広島県薬剤師会	会長	松尾 裕彰	
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	副会長	米田 登志男	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	古本 世志美	
その他	総合病院庄原赤十字病院 検査技術課	課長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所長	山本 昌弘	
	広島県健康福祉局	局長	木下 栄作	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	山口 まみ	

(注) : 医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

## 8 関係団体等名簿

(令和3年10月1日現在)

名 称	所 在 地 及 び 電 話 番 号
(公社) 広島県薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 広島県薬剤師会館 内 TEL 082-262-8931
広島県学校薬剤師会	(同 上)
(一社) 広島県病院薬剤師会	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3 広島大学病院薬剤部 内 TEL 082-257-5570
広島県女性薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 広島県薬剤師会館 内 TEL 082-262-8931
広島県青年薬剤師会	(同 上)
広島県医薬品卸協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 TEL 082-567-6301
広島県麻薬協会	(同 上)
(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目3-1 草屋町ビル4階 TEL 082-247-5679
広島漢方研究会	〒735-0029 安芸郡府中町茂陰一丁目3-12 薬王堂漢方薬局 内 TEL 082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213 江田島市大柿町大原546-6 二間ビル1F TEL 0823-57-7300
(一社) 広島県配置医薬品連合会	〒731-0101 広島市安佐南区八木七丁目4-30 共栄薬品(株) 内 TEL 082-873-6996
広島県富山配置薬業協議会	〒930-0088 富山県富山市諏訪川原町二丁目4-17 会長代行 宮崎吉美 TEL 076-424-0556
広島県製薬協会	〒739-1195 安芸高田市河田町下甲立1624番地 湧永製薬(株) 内 TEL 0826-45-2332
広島県ワクチン協会	〒732-0802 広島市南区大州五丁目2-10 (株)エバレス広島支店 営業本部内 (TEL 082-286-3311) TEL 082-890-5671
(一社) 広島県医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3 TEL 082-568-1511
(一社) 広島県病院協会	(同 上)
(一社) 広島県医療法人協会	〒723-0052 三原市皆実町三丁目3-28 TEL 0848-63-5500
(一社) 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-4 TEL 082-263-8020
中国歯科用品商協同組合	〒733-0035 広島市西区南觀音2丁目4-45 浜崎歯科商店 内 TEL 082-232-1546
中国歯科用品商協同組合 広島県支部	〒734-0052 広島市南区堀越三丁目4-22 (株)東歯科商店 内 TEL 082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730-0042 広島市中区国泰寺2丁目3-12 TEL 082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒733-8633 広島市西区商工センター一丁目2番19号 ティーエスアルフレッサ(株) 内 TEL 082-501-0316
中四国医療品卸商組合	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地2-10 (株)谷商店 内 TEL 088-683-3210
中四国科学機器協会	〒730-0005 広島市中区西白島町7-20 小川精機(株) 内 TEL 082-228-2285
中国表面処理工業組合	〒739-2117 東広島市高屋台一丁目5-18 (株)ワイエスティー 内 TEL 082-434-6160

名 称	所 在 地 及 び 電 話 番 号
日本塗料商業組合 広島県支部	〒733-0833 広島市西区商工センター四丁目5-21 (株)脇田商会 内 TEL 082-277-7733
(公社)広島県トラック協会	〒732-0052 広島市市東区光町二丁目1-18 TEL 082-264-1501
全国農業協同組合連合会 広島県本部	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目14-12 TEL 082-831-1111
広島県果実農業 協同組合連合会	〒729-2316 竹原市忠海中町一丁目2-17 TEL 0846-26-0011
広島県森林組合連合会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル TEL 082-228-5111
広島県樹苗農業協同組合	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル TEL 082-228-5437
広島県農薬卸商協会	〒725-0025 竹原市塩町一丁目3-5 株式会社キムラ内 TEL 0846-22-0150
(一社)広島県植物防疫協会	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目14-12 全国農業協同組合連合会広島県本部 肥料農薬課 内 TEL 082-846-4705
(一財)広島スマッシュ基金	〒730-0013 広島市中区八丁堀3番8号 TEL 082-227-9769
広島県薬剤師 国民健康保険組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 TEL 082-506-1689
広島県毒物劇物安全協会	〒738-0022 廿日市市木材港南4-13 (株)ナカムラ 内 TEL 0829-34-0311
(一社)中国しろあり対策協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目1-10 TEL 082-546-0231
(一社)呉市薬剤師会	〒737-0046 呉市中通一丁目4-2 TEL 0823-21-4695
(一社)福山市薬剤師会	〒720-0815 福山市野上町三丁目12-1 TEL 084-926-0588
(公社)広島県獣医師会	〒734-0034 広島市南区丹那町4-2 TEL 082-251-6401
広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町19-49 国保会館 TEL 082-554-0770
社会保険診療報酬支払基金 広島支部	〒733-8534 広島市西区中広町一丁目17-30 TEL 082-294-6761
広島県肝友会連絡協議会	〒733-0844 広島市西区井口台二丁目21-32 TEL 082-501-0882

## 第6 表彰

### 1 厚生労働大臣表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
青野 拓郎 (昭和 29 年)	薬剤師	2. 10. 21	薬事功勞	

### 2 厚生労働大臣感謝状

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
岩本 修造 (昭和 24 年)	—	2. 11. 9	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	

### 3 厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
前信 加代子 (昭和 20 年)	—	2. 11. 9	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	
高田 健司 (昭和 23 年)	—	〃	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	

### 4 知事表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
谷川 正之 (昭和 34 年)	薬剤師	2. 11. 19	薬事功勞	
宗 文彦 (昭和 31 年)	〃	〃	〃	
中村 徹志 (昭和 35 年)	〃	〃	〃	
森川 悅子 (昭和 34 年)	〃	〃	〃	

### 5 知事感謝状

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
該当者なし				

## 第7 関係条例

### 1 広島県薬事審議会条例

〔昭和 36 年 9 月 19 日  
条例第 33 号〕

- 1 昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号改正
- 2 昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号改正
- 3 昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号改正
- 4 平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号改正
- 5 平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号改正
- 6 平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号改正
- 7 平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

(設 置)

**第1条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、広島県薬事審議会(以下「審議会」という。) を置く。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号、平成 17 年条例第 42 号〕

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (4) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (5) 医薬品等の生産、輸出等の振興に関する事項
- (6) 医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号・昭和 50 年条例第 40 号〕

(組 織)

**第3条** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(委 員)

**第4条** 委員は、県及び関係行政機関の職員、学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。ただし、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

2 学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(会 長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会 議)

**第6条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹 事）

**第7条** 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶 務）

**第8条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和 50 年条例第 64 号、平成 4 年条例第 17 号、平成 20 年条例第 6 号〕

（雑 則）

**第9条** この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日以後昭和 39 年 1 月 31 日までの間に、消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 39 年 1 月 31 日までとする。

附 則（昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

## 2 広島県麻薬中毒審査会条例

〔昭和 62 年 3 月 9 日  
条例第 3 号〕

1 平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号改正

2 平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号改正

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

### 広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとし、委員 5 人で組織する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号）抄

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。